

衆議院議長	細田博之 殿
参議院議長	山東昭子 殿
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）	若宮健嗣 殿
消費者庁長官	伊藤明子 殿
内閣府消費者委員会委員長	後藤卷則 殿

消費者契約法等改正法案に対し修正を求める意見書

2022年3月30日
埼玉消費者被害をなくす会

政府は、消費者契約法及び消費者裁判特例法改正法案を2022年3月1日国会に上程した。困惑類型の不当勧誘行為による契約の取消し規定を追加したこと、契約解除に伴う損害賠償額・違約金に関する不当条項の要件「平均的損害額を超える」ことに関する算定根拠の概要の説明義務などが追加された。

しかし、2018年6月改正時の国会附帯決議において、「消費者が合理的な判断をすることができない事情を不当に利用して、事業者が消費者を勧誘し契約を締結させた場合における取消権の創設」など、困惑類型の受け皿規定の導入に向けた検討が要請されていた。しかも、消費者庁検討会報告書（2021年9月）において、立法根拠事実の存在とともに具体的な要件を伴って、次のような規定が提言されたにもかかわらず、いずれも導入されていないことは、極めて不適切である。

- (1) 困惑類型の規定に関する脱法防止規定を設けること
- (2) 事業者の不当な働きかけにより消費者の意思決定が歪められた場合の取消権を設けること
- (3) 消費者の判断力の低下に乗じて生活に支障を及ぼす契約の取消権を設けること

消費者契約法は、消費者と事業者との間の消費者契約を巡る紛争について裁判所における解決規範を定める規定であり、行政規制に関する規範とは異なり、民法と同様に一定の抽象的な要件を定めることが必要かつ相当な法律である。消費者契約法は、適格消費者団体による差止請求権の対象となる点で、行政規制規範に近似するとの指摘も聞かれる。しかし、適格消費者団体の差止請求権は、行政庁が直接的に規制権限を発動する行政規制権限と異なり、適格消費者団体が裁判所に差止請求訴訟を提起できるだけであり、裁判所が対象事業者の反論も踏まえたうえで判断する制度である点で、濫用防止のために要件を厳格化する要請は妥当しない。

よって、本改正法案の国会審議において、上記規定が盛り込まれていない原因を解明するとともに、国会において修正案を策定し採択することを求めるものである。